

---

監 査 委 員

---

20年監査公表第9号

平成19年12月11日付け京都府職員措置請求に係る平成20年2月12日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項前段の規定により京都府知事から通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり当該通知に係る事項を公表する。

平成20年 5月30日

京都府監査委員 道 林 邦 彦  
同 村 山 佳 也

措置についての期限までに、各会派から監査結果で示された返還所要額の返還がなされたことにより、措置を講じる必要がなくなった。